

第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における 介護サービス基盤の整備について（「骨子」P.28 関係）

平成23年度 第6回高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料

平成23年12月1日

健康福祉部 介護保険課・長寿支援課

●施設・居住系サービスの人員基準等

	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	グループホーム	特定施設
平均要介護度 (23年8月)	3.95	3.11	4.22	2.98	2.09
入所対象者等 (基準省令)	○可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、 <u>生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行う事により、入居者が当その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにする</u> ことを目指すものでなければならない。	○ <u>看護、医学的管理</u> の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話 ○入所者の <u>居宅における生活への復帰</u> を目指すものでなければならない	○ <u>長期にわたる療養を必要とする要介護者</u> ○ <u>療養上の管理、看護、医学的管理</u> の下における介護の世話及び機能訓練その他の <u>必要な医療</u> を行う事により、入所者が、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにするものでなければならない。	○利用者が、可能な限り <u>共同生活住居</u> において、 <u>家庭的な環境と地域住民との交流</u> の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	○入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う事により、要介護状態となった場合でも、入居者が当該施設において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにするものでなければならない。
医師	必要数(非常勤可)	常勤1以上 100:1以上	医療法基準による (3人以上 等)	—	—
薬剤師	—	実情に応じ適当数	医療法基準による	—	—
看護職員	看護+介護で3:1以上 (30人以下 :看護1)	看護+介護で3:1以上 (看護2/7程度を標準)	医療法基準による (6:1以上 等)	—	看護+介護で3:1以上 (30人以下 :看護1) (31人~50人:看護2) (51人~130人:看護3以上)
介護職員	(31人~50人:看護2) (51人~130人:看護3以上)		6:1以上	日中…3:1以上 夜間…1以上	
理学療法士(OT) 作業療法士(PT) 等	訓練を行う能力を有する者 (PT・OT・看護職員・柔道整復師等)1以上	OT、PT又は言語聴覚士が100:1以上	OT及びPTが適当数	—	訓練を行う能力を有する者 (PT・OT・看護職員・柔道整復師等)1以上
生活相談員	社会福祉士等で常勤1以上	支援相談員(保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有する者)1以上	—	—	1以上
栄養士	1以上	定員100人以上の場合は1以上	医療法基準による	—	—

●第1号被保険者1人当たり事業所数・定員・利用者数【施設・居住系サービス】

サービス種別	事業所数					定員					利用者数				
	第1号被保険者1人当たり【事業所数】					第1号被保険者1人当たり【定員】					第1号被保険者1人当たり【利用者数】				
	平成23年9月末					平成21年10月1日					平成23年6月				
	全国	県	市	全国比	県比	全国	福岡県	久留米市	全国比	県比	全国	福岡県	久留米市	全国比	県比
特別養護老人ホーム	6,966	255	15	95.5	99.7	420,899	14,639	620	65.3	71.8	465,900	16,600	【720】936	89.1	95.6
老人保健施設	3,799	166	7	81.7	71.5	315,260	13,568	620	87.2	77.5	333,700	14,000	【620】679	90.2	82.2
介護療養型医療施設	1,929	114	7	160.9	104.1	87,782	5,582	395	199.6	120.0	81,900	5,000	【283】310	167.9	105.1
グループホーム	11,372	576	47	183.3	138.3	135,663	7,122	765	250.1	182.1	160,300	8,000	【810】791	218.8	167.6
特定施設	3,847	211	13	149.9	104.5	172,559	10,597	474	121.8	75.8	156,500	9,000	【505】406	115.1	76.5
合計	27,913	1,322	89	141.4	114.1	1,132,163	51,508	2,874	112.6	94.6	1,198,300	52,600	【2938】3122	115.5	100.6

※第1号被保険者数は、平成23年9月30日時点の数値

※事業所数はWAMNET(独立行政法人福祉医療機構)による。

※定員は平成21年介護サービス施設・事業所調査による。事業所への調査のため、未回答の事業所があり、実数とは一致しない。

久留米市分の特養は620人となっているが、実数は640人、グループホームは765人となっているが、実数は810人など。

※利用者数の国・県分は厚生労働省『介護給付費実態調査月報』、久留米市分は『介護保険事業状況報告』による。

※利用者数の久留米市分の【 】は、平成23年10月1日時点の定員。

特定施設において、定員と利用者の差は混合型特定施設には、要介護認定を受けていない高齢者も入居できる事による。

●施設入所者数及び申込時の所在内訳

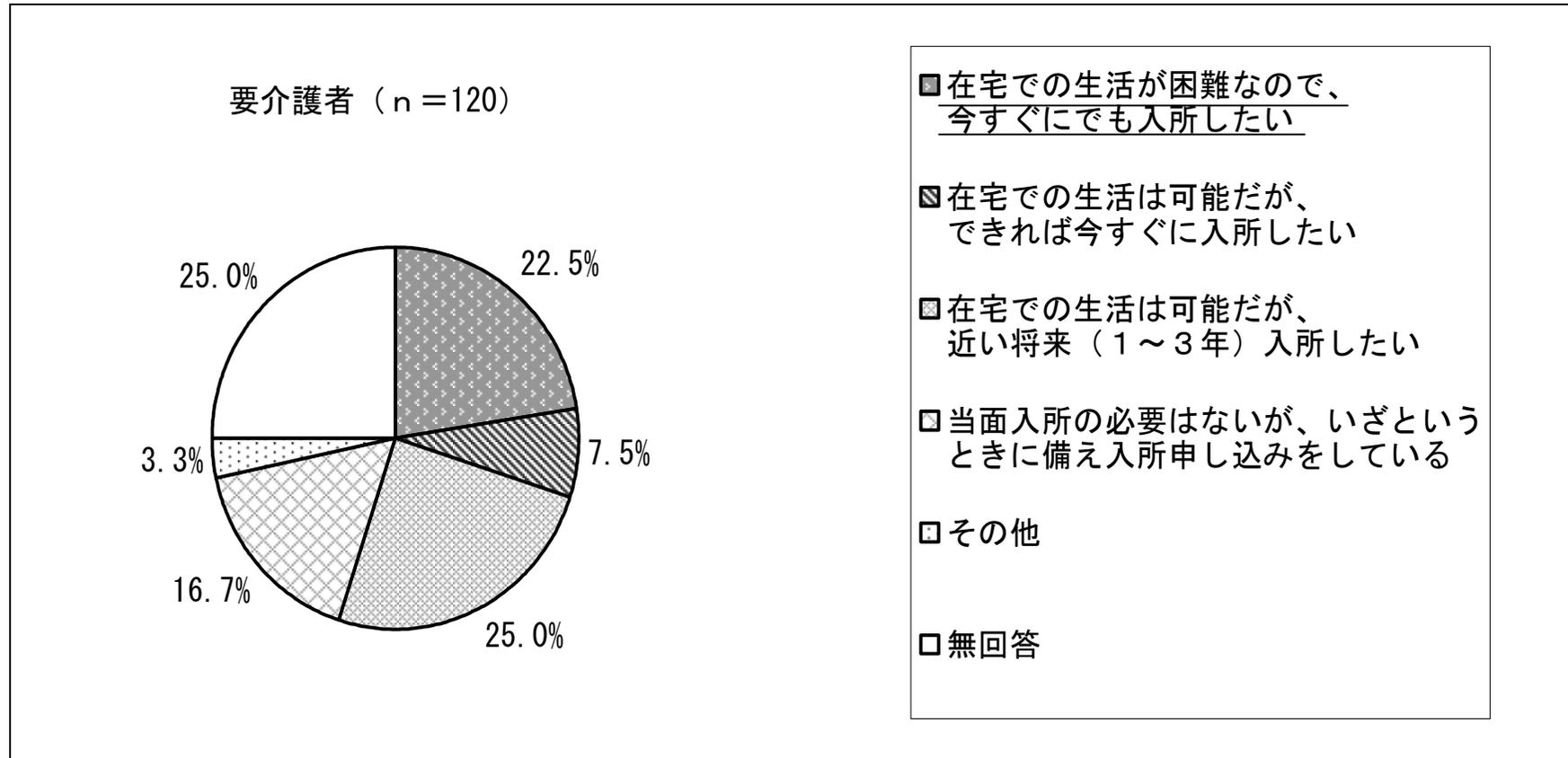
		申込施設					合計
		特別養護 老人ホーム	老人保健施設	介護療養型 医療施設	グループホーム	特定施設	
申込時の 所在	在宅	351	8	-	89	58	506
	特別養護老人ホーム	20	0	0	3	0	23
	老人保健施設	164	5	-	9	5	183
	介護療養型医療施設	42	2	3	1	-	48
	グループホーム	88	-	-	7	-	95
	特定施設	4	-	-	-	-	4
	医療機関	249	76	9	73	24	431
	老人ホーム(健康型・住宅型)	21	2	-	6	3	32
	ケアハウス・軽費老人ホーム	23	-	-	2	1	26
	高齢者住宅	4	-	-	-	3	7
	その他	9	-	-	1	-	10
合計		975	93	12	191	94	1,365
内久留米市の被保険者		799	74	12	186	75	1,146
久留米市被保険者の比率		81.9%	79.6%	100.0%	97.4%	79.8%	84.0%
市内施設数		12	7	7	47	13	86
1施設当り申込数 (市内+市外)		81.3	13.3	1.7	4.1	7.2	15.9
回答施設数		12	6	5	40	11	74
1回答施設当り待機者数		81.3	15.5	2.4	4.8	8.5	18.4

(資料)平成23年2月実施の介護事業所調査より。

※1人の被保険者が複数施設に申し込んでいるが、重複排除は出来ていない。

※特別養護老人ホームは、23年4月時点では15施設

● 施設・居住系サービスに申込みをしている人の入所緊急度



(資料) 平成 23 年 2 月実施の高齢者実態調査より

Ⅲ. 特養の居室定員に係る介護報酬上の評価について

社会保障審議会 介護給付費分科会 (2011.11.10) 資料より抜粋

論点3: 地方分権改革推進計画及び地方分権一括法により、厚生労働省令で定める特養の居室定員(1名)は「参酌すべき基準」とされ、

① 居室定員が1名(夫婦等の場合に限っては2名)の施設

のほかに、地方自治体が十分参酌した結果、判断したことにより、

② 居室定員が2名以上の施設(①に該当する施設を除く。)

が存在し得ることとなったが、

- ・ あくまでも国が定める基準は、1名(個室)であること
- ・ 要介護高齢者の尊厳の保持と自立支援を図る観点からは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアを行うことが求められていること

等にかんがみ、平成24年4月1日以降新設される特別養護老人ホームで①以外
のものについては、介護報酬を減額することとしてはどうか。

特養の居室定員に係る介護報酬上の評価に関する 介護給付費分科会等における議論

介護給付費分科会(平成23年7月28日)諮問事項

○特別養護老人ホームの定員について(諮問事項)

参酌すべき基準とされている指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準において「4人以下」から「1人」とする。「省令が施行の際現に存在している指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設(基本的な設備が完成しているものを含み、省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く)については、4人以下とする」経過措置を設けることとする。

一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ

(平成22年9月21日社会保障審議会介護給付費分科会)

2. ユニット型施設の推進方策の強化

(3) ユニット型施設に係る介護報酬について

要介護高齢者の尊厳保持の観点から、新設の施設としては個室が望ましいと考えており、次期介護報酬改定の際には、ユニット型施設の介護報酬については、その方針も踏まえて介護給付費分科会において検討を行うべきである。